

介護保険料の市町村単独減免事業

1 実施状況

実施区分	保険者数	
実施する	9	14.3%
実施せず	54	85.7%
合計	63	100%

2 実施保険者別の詳細

平成23年4月1日現在

保険者	対象者	減免内容
長野市	①保険料率が第3段階以下に属する低所得者 ②その他特別の事情がある者	①第1段階へ軽減 ②個々に審査し第1段階へ
上田市	1 ①から③すべてに該当する者。①収入が生活保護基準に準じる。②活用できる資産がない。③親族に扶養されていない。 2 収監者等	1 保険料率を段階的に第1段階まで軽減 2 収監期間中の全額免除
飯田市	①65歳以上の者で構成される世帯の者で保険料の納付が困難である者 ②65歳以上の者で構成される世帯に障害程度2級以上の者を含む世帯	第2・第3段階の額を第1段階まで減免
須坂市	1 保険料率が第2・第3段階に属する低所得者のうち次の要件をすべて満たす者 ①世帯収入が生活保護の最低水準以下。②市民税課税者に扶養されていない。③活用できる資産がない。 2 介護保険法第63条に該当する者	1 第1段階へ軽減 2 その期間中に係る保険料を全額免除
駒ヶ根市	次の全ての要件に該当する者 ①収入月額が生活保護基準以下であること。②市町村民税課税者に扶養されていないこと。③預貯金が過大でないこと。④活用可能な資産が過大でないこと。	第1段階へ軽減
信濃町	保険料負担段階が第2段階に該当する者のうち、著しく生活に困窮している者。介護保険法における生活保護の境界層措置の運用に準ずる。	第2段階の保険料を「基準額×0.25」に減免する。
北アルプス広域連合	保険料率が第1から3段階に属する低所得者	当該年度分の保険料率の額から所得段階の基準保険料率に4分の1を乗じて得た額を控除する。
木曾広域連合	①保険料率が第2段階に属する低所得者 ②その他特別の事情がある者	①第1段階へ軽減 ②個々に審査し第1段階へ
諏訪広域連合	①保険料率が第2段階に属する低所得者 ②その他特別の事情がある者	①第1段階へ軽減 ②個々に審査し第1段階へ
合計	9 保険者 (23市町村)	

平成23年度 介護保険利用料の市町村単独軽減事業

平成 23 年 度 計 画		対象者	対象サービス	事業内容
市町村 広域連合				
1 長野市	「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」を利用してもおお生計の維持が困難な人で、次のいずれかの要件を満たす人1. 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者2. 収入・資産を勘案して、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人	在宅サービス (住宅改修費、福祉用具購入費、食費・日常生活費等の実費負担を除く)	1か月の利用者負担総額のうち3,000円を 超えた額を補助	
2 松本市	社会福祉法人による利用者負担軽減措置の基準に該当し、民間事業所等のサービスを利 用した者。社会福祉法人による利用者負担軽減措置の基準に該当する利用者負担 第2段階の者	訪問介護 訪問入浴 訪問看護 ショー トステイ 通所リハビリ 特養	自己負担の2分の1を補助	
3 上田市	住民税非課税世帯に属し、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円 以下の者	訪問介護 訪問入浴 通所介護 ショートステイ 訪問 看護 訪問リハビリ 通所リハビリ デイケア 小規 模多機能 リグループホーム (予防給付も含む)	自己負担の8%を助成	
4 飯田市	・市内に居住する65歳以上の者で構成される世帯、又はこれに障害程度2級以上の 者を含む世帯 ・対象収入が生活保護法による保護基準を満たさない者 ・対象者が扶養する経済的能力を有する者がいないこと ・活用可能な資産を所有していないこと	在宅サービス (福祉用具購入・住宅改修・グループ ホーム・特定を除く)	自己負担出来ない額を免除	
5 須崎市	市民税非課税者で老齢福祉年金受給者・生活保護法第6条第2項に規定する 要保護者と同等の生活水準であると市長が認める者(利用者負担を援護しなけれ ば、要保護者と同等の生活水準となると市長が認める者を含む。)	すべての介護保険サービス (福祉用具購入費、住宅改修費は除く)	1か月の利用者負担総額のうち3,000円を 超えた額を補助	
6 小諸市	援護金の支給の対象となる者は、市町村民税世帯非課税であって、介護保険の高 額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者(生活保護受給者を除 く)その他これに準ずると市長が認めた者。	居宅サービス (住宅改修費、福祉用具購入費を除く)	自己負担の3割を補助	
7 伊那市	社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者に準じる	社会福祉法人等利用者による利用者軽減制度に準じ て、社福法人以外の事業所が行う在宅サービス	介護費負担分と食費、居住費の軽減 老齢福祉年金受給者：2分の1 その他：4分の1の軽減	
8 駒ヶ根市	社会福祉法人等による減免対象者	居宅療養管理指導をのぞく居宅サービス	自己負担の2分の1を減免	
9 塩尻市	要支援及び要介護認定を受けている方で、世帯全員の方の前年度住民税が非課税 の方	居宅サービス (住宅改修費、福祉用具購入費を除く) サービス未利用者は、指定薬局での介護用品の購入	300円分のサービス券を月6枚 申請のあった月から3月までの月数	
10 佐久市	市町村民税非課税であって、介護保険の高額介護(予防)サービス費の上限額が最 も低い所得段階に属するもの、ただし生活保護受給者は除く。その他これに準ず る市長が認めたもの。	居宅サービス	特に生計を維持することが困難な低所得 者が居宅サービスを利用した場合に利用 者負担額の30%を援護金として給付し低 所得者の負担の軽減を図る。	
11 小海町	住民税非課税世帯(所得段階1～3)	在宅サービス (住宅改修費、福祉用具購入費を除く)	自己負担の5割を補助	

平成23年度 介護保険利用料の市町村単独軽減事業

市町村 広域連合		平成 23 年 度 計 画	
	対象者	対象サービス	事業内容
12 佐久穂町	町民税非課税又は免除者等で佐久穂町介護保険在宅サービス利用者負担補助事業実施要綱に定める対象者（以下の全てを満たす者：①世帯の収入が世帯員数×50＋100万円以下 ②預貯金額が世帯員数×100＋250万円以下 ③市町村民税課税者に扶養されていないこと ④介護保険料、町税等を滞納していないこと）	在宅サービス (住宅改修費、福祉用具購入費を除く)	自己負担額の1/4を補助（高齢福祉年金受給者は1/2を補助）
13 川上村	社会福祉法人による利用者負担軽減の対象者と同一	通所介護・訪問介護・訪問看護	サービス事業毎の一月あたりの利用者負担額のうち1,000円を超えた部分を補助
14 南相木村	要介護3・4・5の方を在宅で介護している家族	在宅サービス全般	在宅サービス利用料負担額の1割
15 長和町	次の条件をすべて満たす方。 ①町に住所を有し居住している者及び介護保険施設等に入所している者。 ②住民税非課税世帯・扶養義務者が住民税非課税であること。 ③対象収入（前年収入より社会保険料等控除後の額）が140万円以下であること。	介護保険の要介護、要支援認定において認定を受けた者が利用した、施設サービスや在宅サービスの利用料。	介護保険の要介護、要支援認定において認定を受けた者が、施設サービスや在宅サービスを利用し時、その利用料を収入に応じて、20%から80%の範囲で補助する。
16 南箕輪村	前年の合計所得金額が500万円以上の者（保険料第8段階）を除く全受給者	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリ 通所介護 通所リハビリ 短期入所生活介護 短期入所療養介護 小規模多機能型居宅介護	高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費を控除した後の利用者負担額（年額）について、保険料段階に応じ1～3割を軽減。
17 高森町	介護サービスを利用した町民	福祉用具購入、住宅改修以外の全ての介護保険サービス	在宅サービス利用者 所得段階2～3:8割助成、4以上:5割助成 施設サービス利用者 所得段階2～3:5割助成
18 阿南町	全サービス利用者	在宅サービス (住宅改修費・福祉用具購入費を除く)	第1・2段階…前年の個人負担の半額 第3段階…前年の個人負担が73000円を越えた額の半額 第4段階以上…前年の個人負担が111600円を越えた額の半額 *上記の算出額を町内で使用できる「福祉商品券」で配布
19 阿智村	阿智村の介護保険被保険者で、在宅の介護保険サービスを利用し、利用料を支払った方。	介護保険居宅介護サービス、介護予防サービス。（ただし、福祉用具購入費と住宅改修費及び1ヶ月に15日以上利用した短期入所は除く。）	本人の収入等に応じ2割、5割、8割を収入書添付した請求書の申請に対して扶助。
20 平谷村	介護認定者及びサービス利用者	通所及び訪問介護サービス	自己負担の5割

平成23年度 介護保険利用料の市町村単独軽減事業

平成 23 年 度 計 画		事業内容	
市町村 広域連合	対象者	対象サービス	事業内容
21 下條村	村民税非課税世帯で年金以外所得がなく、すべての年金額が80万円以下の者	在宅サービス	(1) 利用者負担軽減事業 在宅サービスを対象とし、5/10を助成する。 (2) サービス上乗せ事業 短期入所サービスを対象とし、法定の連続利用限度日数の2倍を上限に、限度日数を超えた際の利用料の2/3を助成。 いずれも利用者に償還払い。国の制度を優先し、重複適用はしない。
22 秦阜村	すべての介護保険在宅サービス利用者所得制限等なし	在宅サービス	自己負担の6割を補助
23 喬木村	在宅サービス利用者の住民税非課税者（保険料所得段階1～4）	在宅サービス （認知症対応型共同生活介護、住宅改修費、福祉用具購入費を除く）	所得段階1…自己負担の5割 所得段階2・3…自己負担の4割 所得段階4…自己負担の3割
24 豊丘村	在宅介護サービス利用者の住民税非課税者	在宅介護サービスの全て （課税世帯の場合は短期入所のみ対象）	自己負担額の1/2を補助
25 山形村	市町村民税世帯非課税であって、次の全てを満たす者のうち、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として村が認めた者。	訪問介護・通所介護・短期入所・施設サービス	対象サービス利用の自己負担の1/2施設サービスは自己負担の1/4を補助
26 高山村	①所得税非課税である世帯に属する者 ②所得税非課税である世帯に属する者 ③介護報酬15%加算地域にある事業所のサービス利用者 ④所得税非課税である世帯に属する者	①訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション（介護予防サービスについても同様） ②通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護（介護予防サービスについても同様） ③報酬加算対象サービス ④居宅介護住宅改修費 介護予防住宅改修費	①サービス利用者負担額の1/2を助成 ②サービス利用者負担額の1/2を助成 ③加算によるサービス利用者負担額の増額分を助成（国の補助事業に該当する場合はその分を除く） ④加算によるサービス利用者負担額の増額分を助成
27 山ノ内町	世帯全員が住民税非課税で前年所得と課税年金収入の合計が80万円以下の者	居宅サービス（特定施設入所者生活介護、住宅改修費、福祉用具購入費は除く。）	高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費を控除した後の利用者負担額の1/2を助成

平成23年度 介護保険利用料の市町村単独軽減事業

平成 23 年 度 計 画		対象者	対象サービス	事業内容
市町村 広域連合		対象者		
		社会福祉法人等による利用者負担軽減対象者	訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特養、認知症対応型通所介護（各予防含む）	利用者負担軽減事業を社会福祉法人以外が運営する事業所の利用者にも適用。
28	北アルプス 広域 ・大町市 ・池田町 ・松川村 ・白馬村 ・小谷村	特別地域加算及び中山間地域等の地域における加算対象事業所の利用者 認知症対応型共同生活介護に入居している低所得者	訪問介護、訪問看護（各予防含む） 認知症対応型共同生活介護	利用者負担額にかかると、特別地域加算及び中山間地域等の地域における加算分を軽減。 認知症対応型共同生活介護利用における、家賃に対する扶助。
29	木曾広域 ・南木曾町	訪問介護利用者	24時間訪問介護サービス	24時間訪問介護に係る加算分の利用者負担額の10分の10
30	諏訪広域 ・岡谷市 ・諏訪市 ・茅野市 ・下諏訪町 ・富士見町 ・原村	市町村民税非課税者又は生活保護と同程度と認められる者 保険料1、2段階の者等	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリハ 短期入所療養介護 福祉用具貸与	市町村民税非課税者又は生活保護と同程度と認められる 自己負担の全額補助 保険料1、2段階の者 …自己負担の半額補助 特例措置対象者 …自己負担額の1/8を補助
	合計	27市町村3広域（12市町村）		